

## 議案第8号

### 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改

正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。）、<u>中心市街地の活性化に関する法律</u>（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第4条 中心市街地法<u>第9条第10項</u>に規定する<u>認定基本計画の公表の日</u>（その日が<u>中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。）、<u>中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律</u>（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第4条 中心市街地法<u>第6条第1項</u>に規定する<u>基本計画に係る同条第6項に規定する公表の日</u>（その日が<u>中心市街地における市街地</u></p>

の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「中心市街地法省令」という。）第3条に規定する期間内であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して3年以内に、中心市街地法省令第2条第1項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者については、当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第34条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号。以下「中心市街地法省令」という。）第3条に規定する期間内であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して3年以内に、中心市街地法省令第2条第1項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者に対しては、当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。）第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第5条 略

2 前項の対象事業とは、次に掲げる業種及び鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)第2条第1項第2号アに定める業種に属する事業をいう。

(1)～(5) 略

(課税免除の届出等)

第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては第2条に規定する設備若しくは特別償却設備(以下この条において「対象設備」という。)又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあっては対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定す

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第5条 略

2 前項の対象事業とは、次に掲げる業種に属する事業その他地域経済の活性化に特に寄与するものとして知事が別に定める基準に該当する事業をいう。

(1)～(5) 略

(課税免除の届出等)

第6条 第2条又は第3条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては第2条に規定する設備若しくは特別償却設備(以下この条において「対象設備」という。)又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあっては対象設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定す

る期間（以下「法人事業税申告納付期間」という。）の末日又は  
延長申告期限までに、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合に  
あっては、当該委任を受けた県税事務所設置条例（昭和25年鳥取  
県条例第26号）第2条の規定により設置される県税事務所の長。  
以下同じ。）に提出しなければならない。

（1）～（5） 略

2及び3 略

る期間（以下「法人事業税申告納付期間」という。）の末日又は  
延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

（1）～（5） 略

2及び3 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。